感染症の予防及びまん延の防止のための指針

株式会社 楓 つむぎケアグループ

1．総則

有料老人ホーム事業者等には、入居者の健康と安全を守るための支援が求められている。入居者の安全管理の観点から感染対策は極めて重要であり、入居者の安全確保は施設の責務である。したがって、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合には拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。本指針は、感染予防・再発防止対策および集団感染発生時の適切な対応等、施設における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

2．感染管理体制

（1）感染対策委員会の設置

- **ア 目的**

施設における感染管理活動の基本組織として「感染対策委員会」を設置する。感染対策委員会は以下の役割を担う。

1. 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
2. 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
3. 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
4. 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

- **イ 感染対策委員会の構成**

感染対策委員及び責任者は、次に掲げる者の中から構成及び選任する。

- 施設長
- 介護支援専門員
- 看護職員
- 介護職員
- その他（必要に応じて委員を指名する）

- **ウ 感染対策委員会の活動内容**

定期的に 6 か月に 1 回程度開催し、また、地域で感染症が流行している場合や施設内で感染症発生の疑いがある場合等は、必要に応じて随時開催する。委員会では「感染症の予防」および「感染症発生時の対応（まん延防止等）」に必要な次に掲げる事項について審議する。なお、議論の結果や決定事項は速やかに職員へ周知を図る。

1. 施設内感染対策の立案
2. 最新情報の把握および指針・マニュアル等の作成・見直し
3. 職員向け感染対策研修の企画および実施
4. 新入居者の感染症既往歴の把握
5. 入居者・職員の健康状態の把握
6. 感染症発生時における感染対策および拡大防止の指揮
7. 各部門での感染対策実施状況の把握・評価および改善検討

（2）マニュアルの実践と遵守

作成したマニュアルを日常業務の中で遵守・徹底するため、以下の点に配慮する。

1. 職員全員がマニュアルの内容を確実に理解すること。業務委託を行っている場合は、委託先の従業員にも内容を周知する。
2. 職員（委託先従業員を含む）を対象とした定期的な講習会や研修を開催し、周知徹底を図る。
3. 関係各所の職員全員が閲覧できるよう提示・周知する。
4. 日常業務の中で必要な時に参照できるよう、手に取りやすい場所に配置する。
5. 記載内容は読みやすくわかりやすい表現に工夫し、現場で活用しやすくする。
6. 実践をイメージした訓練（シミュレーション）や会議等を通じ、記載内容が現場で実践可能か確認する。
7. 遵守状況を定期的に確認（自己確認・相互確認）する。

平常時から感染症発生時の連絡網を整備するとともに、発生を想定した訓練を行い一連の手順を確認しておく（介護職員による異常発見から看護職員・医師・施設長への報告、さらに行政や保健所への連絡手順、指示に基づく現場対応等)。

（3）職員研修の実施

職員に対し適切な知識を普及・啓発し、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を、感染対策委員会の企画のもと以下のとおり実施する。

- **ア 新規採用者に対する研修**

採用時に、感染対策の重要性と標準予防策（スタンダード・プリコーション）に関する教育を行う。

- **イ 全職員を対象とした定期研修**

全職員を対象に、感染対策委員会が作成するカリキュラムに基づき、定期的な研修を**年 2 回以上**実施する。

- **ウ 委託業者を対象とした研修**

調理・清掃等の業務委託業者に対し、本指針の周知を目的とした講習会を実施する。

（4）訓練（シミュレーション）の実施

感染者発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針および研修内容に基づき、全職員を対象に**年 2 回以上**の訓練を実施する。役割分担の確認や、個人防護具の着用を含む支援演習等を行うものとし、机上訓練と実地訓練を組み合わせて実施する。企画・運営・実施記録の作成は感染対策委員会が行い、訓練の詳細（日時・方法・内容等）は訓練 1 ヶ月前までに全職員へ周知する。

（5）その他

- **ア 記録の保管**

感染対策委員会の開催記録等、施設内における感染対策に関する諸記録は適切に保管する。

3．日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

（1）入居者の健康管理

看護職員を中心に、入居者の健康管理に必要な対策を講じる。高齢者は感染症にかかると重症化するリスクが高いため、標準的な予防策に取り組みつつ、発生時には早期発見と適切・迅速な対応により拡大を防止する。

1. 入居時における健康状態、感染症の既往歴、ワクチン接種歴を把握する。
2. 入居者の日常観察を行い体調把握に努め、普段と異なる症状が認められた場合は看護職員または医師に報告する。

3. 入居者の体調や変化を迅速に共有する体制を構築する。
4. 入居者に対し感染対策の方法を分かりやすく説明し、理解と協力を促す。
5. 入居者やご家族の感染対策実施状況を把握し、必要な支援を行う。

（2）職員の健康管理

施設長を中心に、職員の健康管理に必要な対策を講じる。介護施設職員は外部との接触を通じて施設内に病原体を持ち込む可能性があること、また日々の業務で入居者と密接に接触するため媒介者となり得ることを認識し、健康管理を徹底する。

1. 入職時に感染症（水痘、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、B 型肝炎等）の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
2. 定期健康診断の必要性を説明し、確実な受診を促す。
3. 職員の体調把握に努めるとともに、同居家族が感染症に罹患した場合の相談体制を整える。
4. 体調不良時の連絡手順を周知し、無理せず申告しやすい環境を整える。
5. 研修等を通じ、職員自身が日頃から体調管理に注意を払うよう啓発する。
6. 職員の感染症に関する知識を確認し、不足している部分に対し指導・教育を行う。
7. ワクチン接種の必要性を説明して接種を推奨し、機会の提供等円滑な接種に配慮する。
8. 業務上感染リスクが生じた場合の報告体制および医師の診察・指示を受ける体制を整える。

（3）標準的な感染予防策（スタンダード・プリコーション）

介護リーダーおよび看護職員を中心に、標準予防策の実施に必要な対策を講じる。

- **ア 介護・看護ケアにおける感染予防策**
 1. 手指衛生（タイミング・方法）の実施状況を評価し、正しい指導を行う。
 2. 個人防護具（PPE）の使用状況（ケアに応じた適切な選択、正しい着脱方法等）を評価し指導する。
 3. 食事介助・排泄介助・医療処置等の各ケアにおける適切な感染対策手順を指導・徹底する。
- **イ 入居者の感染予防策**
 1. 食事前後や排泄後を中心に、手洗い習慣が継続できるよう支援する。
 2. 認知症等により自力での清潔保持が難しい場合は、手洗い介助やウエットティッシュ等による拭き取り等を実施する。
 3. 共用物品の使用状況を把握し、常に衛生的に管理する。
- **ウ 衛生資材の備蓄**
 1. 必要な衛生資材（手指消毒用アルコール、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）を十分量確保・管理する。

（4）衛生管理

介護リーダーおよび看護職員を中心に、衛生管理に必要な対策を講じる。

- **ア 環境整備**
 1. 施設内を清潔に保つため計画的に清掃・整理整頓を行い、実施状況を評価する。
 2. 適切な換気（方法や頻度）を把握・管理する。
 3. 共用部分（床・トイレ・浴室等）および汚物処理室の清掃・消毒を計画的に実施する。
- **イ 食品衛生**
 1. 食品の入手・保管状況、調理工程の衛生管理状況を確認・評価する。
 2. 調理職員の健康・衛生状態を確認し、適切な衛生教育を実施する。

- **ウ 血液・体液・排泄物等の処理**
 1. ケアごとの標準予防策および血液・体液・排泄物等の適切な処理方法を策定・周知する。
 2. 実際の処理手順および状況を定期的に確認・指導する。

4．発生時の対応

（1）感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合、または疑わしい状況が生じた場合は以下の手順で報告する。

1. 職員が入居者の感染症・食中毒を疑った際は、速やかに入居者・職員の症状有無（発生日時、階・居室ごとに集計）を所定の様式にまとめ、施設長に報告する。
2. 施設長は報告を受けた際、館内職員へ必要な指示を出す。また、地域保健所等への報告基準に該当する場合は、受診状況・診断名・検査・治療内容等を定められた様式にて速やかに報告し、関係機関と連携する。

（2）感染拡大の防止

感染症・食中毒が発生または疑われる場合、職員は拡大防止のため直ちに以下の対応を行う。

- **ア 介護職員**
 1. 手指衛生および排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介とした拡大を防ぐ。
 2. 医師・看護職員の指示に従い、館内の消毒や感染者のゾーン分け（ゾーニング・隔離等）を行う。
 3. マニュアルに基づき個別の感染対策を実施する。
- **イ 看護職員**
 1. 被害を最小限に抑えるため職員へ適切な指示を出す。
 2. 病原体で汚染された機器・器具・環境の消毒・滅菌を速やかに行う。
 3. 対象病原体に適合した適切な消毒薬を選択・使用する。
- **ウ 施設長**
 1. 協力医療機関や保健所に相談し、指導・支援を依頼する。
 2. 感染状況をご本人・ご家族へ説明し、必要な感染対策（マスク着用、行動制限等）への協力を依頼する。
 3. 接触者（職員・ご家族等）の体調を確認し、職員の感染対策徹底を指揮する。

（3）かかりつけ医・協力医療機関や保健所、行政関係機関との連携

- **ア かかりつけ医・協力医療機関との連携**

感染者および疑い者の状態を報告して診療・指導を依頼し、指示内容を施設内で迅速に共有する。

- **イ 保健所との連携**

発生状況に応じて迅速に連絡・報告を行い、指導内容を全職員で正確に共有する。

- **ウ 市町村等の行政関係機関との連携**

事故・感染症発生報告等の規定に基づき、必要事項を速やかに報告・指示を仰ぐ。

（4）関係者への連絡・情報共有

施設長を中心に、以下の対象との情報共有体制を迅速に立ち上げる。

1. 施設内・法人内での情報共有
2. ご家族・保護者への状況報告
3. 連携するケアマネジャーや介護保険事業所等への連絡

4. 出入り業者等への連絡・注意喚起

（5）感染者発生後の支援（入居者・職員）

1. 感染者および疑い者の病状・経過を把握し、看護職員や医療機関と連携して適切なケアを行う。
2. 感染者および関係職員のメンタルヘルス（精神的ケア）について、関係機関と連携し配慮する。

附則

- 2019 年 4 月 1 日 施行
- 2024 年 10 月 11 日 改訂
- 2026 年 8 月 1 日 改訂

以上